

議案第25号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年2月14日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和63年木更津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第5条の3」に改める。

第1章中第5条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条の2 市長は、霊園の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条の3 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 霊園の維持管理に関する業務
- (2) 第20条第1項に規定する許可及び同条第3項に規定する一時使用料の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第20条の見出しを「（一時使用の許可）」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「一時使用許可」を「許可」に改め、同条第3項中「霊園一時使用許可」を「その許可」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

（埋蔵の方法）

第24条 市長は、合葬式墓地において、焼骨を次に掲げる方法により埋蔵するものとする。

- (1) 合葬式墓地の使用許可のあつた日から起算して20年を経過する日までの間は、納骨壇に焼骨を埋蔵し、20年を経過した日以後は、当該焼骨を合葬室に埋蔵する方法
- (2) 一般墓地に埋蔵されていた焼骨を納骨壇に埋蔵せず、直接合葬室に埋蔵する方法

(合葬式墓地の使用者の資格)

第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

ア 焼骨を所持している者 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあること。

イ 焼骨を所持していない者 自己の利用を目的とし、かつ、年齢が65歳以上であること。
この場合において、2体用の納骨壇を使用するときは、許可を受けようとする者とその者以外の者が規則で定める関係にあること。

(2) 第15条の規定による一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還したもののうち、前号ア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

2 前条第2号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、一般墓地に埋蔵されていた焼骨を現に所持しているものとする。

第26条第1項を次のように改める。

合葬式墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、納骨壇を使用しようとするときは、1体用又は2体用の納骨壇のいずれか及び埋蔵されることとなる者又は焼骨を特定しなければならない。

第26条第2項中、「合葬式墓地の使用許可」を「前項の許可」に改める。

第27条ただし書中「市長」を「第24条第2号に掲げる方法その他市長」に改める。

第30条第2項を次のように改める。

2 納骨室及び合葬室には、立ち入ることができない。ただし、納骨壇に焼骨を埋蔵する場合は、この限りでない。

第31条第1項中「合葬式墓地の使用許可を受けた者」を「第24条第1号に掲げる方法による合葬式墓地の使用許可（以下この章において「納骨壇の使用許可」という。）を受けた者」に、「使用者」を「納骨壇の使用者」に改め、同条第2項中「使用者」を「納骨壇の使用者」に改める。

第33条第2項中「使用者」を「納骨壇の使用者」に改める。

第34条第1項第1号及び第2号並びに第36条第1項中「使用者」を「合葬式墓地の使用許可を受けた者」に改める。

第37条第1項に次の1号を加える。

(5) 第24条第2号に掲げる方法 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 記名板を使用する場合 1体あたり30,000円

イ 記名板を使用しない場合 1体あたり20,000円

第38条中「使用者」を「納骨壇の使用者」に改める。

第41条中「市長が認めた」を「指定管理者（第3号及び第8号に掲げる行為については市長）が必要と認める」に改める。

附則に次の1項を加える。

（適用区分）

5 第25条第2項の規定は、平成27年4月1日以降に一般墓地を返還し、当該一般墓地に埋蔵されていた焼骨を現に所持している者について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第1章中第5条の次に2条を加える改正規定並びに第20条及び第41条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手続きは、平成30年4月1日前においても行うことができる。

（使用料の還付）

3 新条例第38条の規定にかかわらず、平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に一般墓地を返還し、この条例による改正前の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第26条第1項の許可を受けた者が、平成29年11月30日までに納骨壇を返還し、新条例第24条第2号に掲げる方法による同条例第26条第1項の許可を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる納骨壇の使用期間の区分に応じ、焼骨1体あたりにつき同表の右欄に定める額を還付する。

使用許可の日より	還付額
1年未満	56,000円
1年以上2年未満	52,000円
2年以上3年未満	48,000円

提案理由

木更津市霊園の一般墓地の返還を促進するため、新たに一般墓地を返還した者が、納骨壇に焼骨を埋蔵せず、直接合葬室に埋蔵することができるように変更し、及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に木更津市霊園の管理を行わせるため、関係条文の整備をしようとするものである。